

令和2(2020)年4月1日より改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が全面施行 受動喫煙のない街づくりが始まっています

問 東京都南多摩保健所企画調整課企画調整担当 (☎042-371-7661)



南多摩保健所
みなみ禁えもん

新しいルールをみんなで守って受動喫煙のない街を実現しましょう！

受動喫煙によって、肺がんなどの疾患のリスクが高まることが明らかとなっています。

望まない受動喫煙の防止を図るため、国と東京都は、新しいルールを制定し、段階的に施行しています。

法律	平成31年1月24日施行 国・自治体の責務 喫煙の際の配慮義務	令和元年7月1日施行 第一種施設 (学校・医療機関・行政機関など) 原則敷地内禁煙	令和2年4月1日 全面施行!! 飲食店や宿泊施設など 多数の人が利用する施設は 原則屋内禁煙
	平成31年1月1日施行 都・都民・保護者の責務	令和元年9月1日施行 ・学校などの屋外喫煙場所設置不可 ・飲食店の店頭表示義務	

始まって
います!

管理者の皆さまはご準備をお願いします

4月1日より改正健康増進法・都条例が全面施行、多数の人が利用する施設は「屋内禁煙」となります。

基準を満たす喫煙室などを設置する場合においても、喫煙可能な場所に20歳未満(従業員を含む)の人を立ち入らせてはいけません。

施設の種類の		健康増進法・都条例
第一種施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など	令和元年7月1日から敷地内禁煙 令和元年9月1日から屋外喫煙場所の設置不可 屋内に喫煙場所をつくることはできません。屋外に喫煙場所をつくらないよう努めなければなりません。
	大学、医療機関、児童福祉施設(上記保育所など除く)、行政機関の庁舎など	令和元年7月1日から敷地内禁煙 屋内に喫煙場所をつくることはできません。屋外に喫煙場所をつくる場合、特定屋外喫煙場所の要件を満たさなければなりません。
第二種施設	上記以外の多数の人が利用する施設	令和2年4月1日から屋内禁煙 屋内は原則禁煙です。基準を満たす「喫煙専用室」「指定たばこ専用喫煙室」を設置することができます。
	飲食店	都指定特定飲食提供施設 ※喫煙可能室設置可 保健所に届け出が必要です。

令和元年7月1日から



令和2年4月1日から



※詳細は、東京都福祉保健局 HP「とうきょう健康ステーション」をご覧ください

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

東京都受動喫煙防止対策相談窓口

☎0570-069690

受付時間 月曜～金曜日9:00～17:45(祝日、年末年始除く)

※相談は無料ですが、通話料がかかります

「多数の人が利用する施設」とは

娯楽施設、百貨店、劇場、観覧場、店舗、事務所、理美容所、公衆浴場、コインランドリー、集会場、旅館・ホテル(客室を除く)、飲食店など2人以上の人が利用する施設をいいます。



広報
第1460号

令和元年 2019 12/1

■毎月1日・15日発行 ■発行/日野市 法人番号 1000020132128 ■編集/企画部市長公室
〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 代表 ☎042-585-1111 FAX 042-581-2516
HP <http://www.city.hino.lg.jp/> 〆 soudan@city.hino.lg.jp
■配布/日野市新聞組合(☎042-514-8171※10:00～17:00 FAX 042-514-8099)